

中小漁業融資保証保険制度における保証保険の改善について

平成12年10月25日
12水漁第3168号
水産庁長官

(漁業信用基金協会 宛)

中小漁業融資保証保険制度については、昭和50年代後半以降、漁業経営状況の悪化の中で、昭和50年代前半のオイルショックや国際規制の強化など漁業を取り巻く急激な環境変化に対応して措置された緊急融資資金の代位弁済が増加したため、農林漁業信用基金（以下「基金」という。）の保証保険収支が急速に悪化することとなった。

このような状況を踏まえ、水産庁としても保険料率の引上げ、特別出資制度の導入、保証範囲の限定、求償債権の回収の促進等の措置を講じることにより制度の運営の改善に努めてきたところであるが、近年、基金の保証保険収支の改善が見られるものの、依然として多額の累積赤字を生じているところである。

しかしながら、最近の厳しい漁業経営環境の下、中小漁業融資保証保険制度については、漁業者等の信用力を補完する制度として今後とも適切に運営していくことが重要である。

求償債権の回収の促進等は、保証保険収支の改善にとって重要であり、従来より、「中小漁業融資保証保険制度における保証保険収支の改善について」（昭和59年5月14日付け59水漁第2163号水産庁長官通知及び平成2年8月30日付け2水漁第3345号水産庁長官通知）等により実施してきているところであるが、制度の適切な運営を図るため、今後、下記事項に留意の上、保証保険業務の適正な運営に一層努力されたい。

記

1 求償債権の回収の促進

- (1) 求償債権の回収の促進を図るため、現行の求償債権を求償債務者の状況、物的担保・人的担保等の評価別及び回収期間別に分類して、適切な管理を行うこと。
- (2) 基金への求償債権年間回収計画の提出の際の協議等において、求償債権の回収の促進が図られるよう、引き続き十分な協議を行うこと。特に、求償債権と出資払戻請求権の相殺については、予め求償債権の全額回収が予定されている場合を除き、原則として次の基準により適切に対応すること。なお、やむを得ず本基準によることができない場合には、事前に水産庁に協議すること。

ア 平成12年度以降に代位弁済を行った保証案件については、求償債権と出資払戻請求権の相殺を速やかに行うこと。

イ 平成11年度以前に代位弁済を行った保証案件については、

(7) 代位弁済日が平成6年度以前の保証案件については、平成14年度末までに求償債権と出資払戻請求権の相殺を行うこと。

(1) 代位弁済日が平成7年度から平成11年度までの保証案件については、平成15年度末までに求償債権と出資払戻請求権の相殺を行うこと。

2 延滞債務の計画的な解消

漁業信用基金協会（以下「協会」という。）の保証に係る債務のうち被保証人が弁済期限又は期限の利益を喪失した日から6月を経た後なおその全部又は一部を履行しないもの（以下「延滞債務」という。）については、次の基準により関係金融機関と十分な協議等を行い、適切に対応すること。なお、やむを得ず本基準によることができない場合には、事前に水産庁に協議すること。

(1) 延滞発生後10年以上経過した延滞債務については、特別な理由のあるものを除き、概ね3年程度で解消すること。

(2) 延滞発生後10年未満の延滞債務については、

ア 漁業継続等により債権の回収が継続されている漁業者等に係るものであって、今後も債権の全部又は一部の回収が見込まれるものについては、その動向に十分注意するとともに定期的な点検を行うこと。

イ ア以外のものについては、原則として3年から5年程度で解消すること。

3 代位弁済の請求期間（除斥期間）の設定

漁業信用基金協会業務方法書（例）（昭和49年8月31日付け49水漁第3881号水産庁長官通知）第32条においては、金融機関の請求のあったときは、協会は当該金融機関に対し、直ちに保証債務を弁済することとなっており、いわゆる除斥期間については、漁業の特殊性等にかんがみ設定していないところである。

しかしながら、延滞債務の長期化は代位弁済後の求償債権の円滑な回収に支障を来すおそれがあることから、債務の弁済期限又は被保証人が期限の利益を喪失した日から一定期間（5年以内）を経過した日以後においては、金融機関が代位弁済の請求を行うことができないものとする旨、協会の業務方法書に規定すること。

(農林漁業信用基金 宛)

中小漁業融資保証保険制度については、昭和50年代後半以降、漁業経営状況の悪化の中で、昭和50年代前半のオイルショックや国際規制の強化など漁業を取り巻く急激な環境変化に対応して措置された緊急融資資金の代位弁済が増加したため、農林漁業信用基金（以下「基金」という。）の保証保険収支が急速に悪化することとなった。

このような状況を踏まえ、水産庁としても保険料率の引上げ、特別出資制度の導入、保証範囲の限定、求償債権の回収の促進等の措置を講じることにより制度の運営の改善に努めてきたところであるが、近年、基金の保証保険収支の改善が見られるものの、依然として多額の累積赤字を生じているところである。

しかしながら、最近の厳しい漁業経営環境の下、中小漁業融資保証保険制度については、漁業者等の信用力を補完する制度として今後とも適切に運営していくことが重要であり、今般、別添のとおり各漁業信用基金協会（以下「協会」という。）に対し通知したところである。

求償債権の回収の促進等は、基金の保証保険収支の改善にとって重要であり、従来より、「中小漁業融資保証保険制度における保証保険収支の改善について」（昭和59年5月14日付け59水漁第2163号水産庁長官通知及び平成2年8月30日付け2水漁第3345号水産庁長官通知）等により実施してきているところであるが、貴基金におかれても、制度の適切な運営を図るため、今後、下記事項に留意の上、保証保険収支の改善に一層努力されたい。

記

1 求償債権の回収の促進

- (1) 協会からの求償債権年間回収計画の提出の際の協議等において、協会における求償債権の回収の促進が図られるよう、引き続き十分な協議を行うこと。
- (2) 協会に対し出資金の管理・処理状況を詳細に把握させること等により、求償債権と出資払戻請求権の円滑な相殺を要請すること。

2 延滞債務の計画的な解消

協会の保証に係る債務のうち被保証人が弁済期限又は期限の利益を喪失した日から6月を経た後なおその全部又は一部を履行しないもの（以下「延滞債務」という。）の計画的な解消については、第一義的には協会及び関係金融機関の問題であるものの、延滞債務の長期化は代位弁済後の求償債権の円滑な回収に支障を来し、基金の保証保険収支の悪化につながるおそれがあることから、協会に対し延滞債務の発生状況の把握とその解消について、漁業信用保険の保険者の立場から助言、協力等を行うこと。

3 延滞債務の明確化

金融機関に対して、資産及び負債を明確にすることがより強く求められてきていることにかんがみ、延滞債務について、協会の業務報告書の貸借対照表の欄外（注）に記載された期間別等の額を集計の上、基金の事業報告書等に記載することを検討すること。

(都道府県 宛)

中小漁業融資保証保険制度においては、これまで漁業信用基金協会の代位弁済の多発により、農林漁業信用基金の保証保険収支が大幅に悪化しているところであり、水産庁としても保険料率の引上げ、特別出資制度の導入、保証範囲の限定、求償債権の回収の促進等の措置を講じることにより制度の運営の改善に努めてきたところである。

最近の厳しい漁業経営環境の下、中小漁業融資保証保険制度については、漁業者等の信用力を補完する制度として今後とも適切に運営していくことが重要であることから、保証保険業務の適正な運営と保証保険収支の改善に一層努力するよう農林漁業信用基金理事長及び各漁業信用基金協会理事長あて別添写しのとおり通知したところである。

ついては、貴職におかれてもこの趣旨等を御了知の上、求償債権の回収の促進、延滞債務の計画的な解消等につき特段のご指導をお願いする。